

會 報

第625号

2020年10月1日発行

一般社団法人
監 査 懇 話 会

編集発行人 太田 剛
<https://kansakonwakai.com>

誌上座談会 入会2年目の監査役を囲んで

司 会：岩本 泰志 理事・監査基礎講座委員長
出席者：黒須 仁 朝日インタラクティブ（株） 非常勤監査役（朝日新聞社内部監査室主査）
山口美智子 （株）ビューティシエアリングテクノロジーズ 常勤監査役
山崎 洋幸 ナラサキ産業（株） 常勤監査役 （五十音順）
会 報：水野 誠一 会報委員会委員長

会報・水野：本年の座談会企画「入会2年目の監査役を囲んで」は、コロナ禍のために一堂に会しての開催ができませんでした。そこで、当会に入会して1年が経ち、監査役2年目を迎えた黒須さん、山崎さん、また5年目の山口さんのお三方にアンケートをお願いし、そのご回答をもとに誌上座談会といたしました。

「コロナ禍」という未曾有のできごとは企業運営にも大きな影響を与え、ベテラン監査役でも対処に戸惑い、監査役就任間もなくの方々のご苦労もいかばかりだったことか、と思います。これまでの1～2年間で振り返って、特にコロナ対応に焦点を当て、皆さんにお話しいただきます。

司会は例年同様に監査基礎講座運営委員長の岩本理事にお願いし、私も加わる形でまとめました。

黒須さんの朝日新聞社は新聞発行が主業務で販売や広告、WEBなどのグループ会社を抱え、山崎さんのナラサキ産業は、電機、機械、建材・燃料、海運、建設機械関連事業が主力の専門商社、山口さんのビューティシエアリングテクノロジーズは美容室サロン、訪問美容サービス、美容商材販売EC事業等を広く展開しています。

《各社の機関設計と監査役としての引継ぎ》

司会・岩本：はじめに各社の機関設計と監査役の就任時、前任者からの引継ぎについてお話しください。では、山崎さんから。

山崎：わが社の機関設計は、取締役会、監査役会、会計監査人で監査役会設置会社です。取締役は



監査基礎講座委員長
岩本 泰志氏

10人（前年比+1）で独立社外取締役が2人（弁護士）、監査役は4人で独立社外監査役2人（弁護士）となっており、社外役員4人は全員弁護士の陣容です。また、内部監査部門を設置、海外現地法人2社、連結対象会社3社を含む関連会社監査を併せて実施しています。

入社以来30数余年間、営業畑を歩んできました。従来には無い全くの専門外の対応を求められる職責に就いたことから、前任者からはある一定以上の引継ぎ（書）があるものと思っておりました。実際は引継書も無く、年間スケジュールと月次業務の一覧を手渡しされ「君ならできる」との“力強い言葉”を頂戴しました（笑）。

5月に役員人事が発表されてから6月末の定時株主総会までの2か月間で、実質2日間（2時間弱）の口頭による引継ぎでした。

第1回目の監査役会から全くの手探り状態で、まずは最初の1年間職務を全うできるかどうか本当に不安でした。ただ、過去数年間の作成すべき文章のデータをいただけたことは後に大変助かりました。

山口：私は親会社のホールディングスと子会社3社の監査役を兼任しており、全社4月決算です。親会社は取締役会、監査役会（自身が常勤で社外が2人）、内部監査室、会計監査人（任意契約）

です。子会社は全て取締役会、監査役です。

引継ぎについてですが、自身が就任する前は



山崎 洋幸氏



山口 美智子氏

社外監査役2名体制でした。取締役会には監査役も出席していましたが、監査役間の会議の開催実績が無く、議事録・調書・監査計画はありませんでした。上場準備として監査役会を設置することになり、常勤監査役として就任いたしました。社外監査役の就任4年目の方に初年度監査計画の作成を手伝っていただき、監査役監査は何をどのように行うものなのかを手探りするところからスタートしました。

黒須： 昨年この座談会で、日経新聞社の方が、同社では本社出身者が非常勤でグループ会社の監査役を務めているという、派遣監査役制度について説明されています。この日経新聞社の制度を、朝日新聞も昨年から取り入れさせてもらいました。その派遣監査役の第1陣として、内部監査室から私ともう一人の者が、子会社2社ずつ計4社へ、昨年6月から非常勤監査役として派遣されました。



黒須 仁氏

派遣監査役制度導入の理由は、子会社の内部統制を強化しようという、わが社の渡辺雅隆社長の考えからです。これまで朝日新聞では、販売系の子会社へは本社販売局が中間管理職を非常勤監査役に就けていました。子会社の社長や取締役などは、販売局のOBたちが就いているものですから、監査役である本社員の元上司だったりします。その上、朝日新聞では子会社の監査役は会計限定にしていたので、なかなか物を言いづらいところがありました。それを、内部監査室から監査役を派遣し、会計限定も外すことで言うべきことは言い、監査役として本来の機能を果たしていこう、ということになったのです。

そこで、すでに派遣監査役制度を採られていた日経新聞社へ話を聞きに行き、監査懇話会で紹介していただいたということです（笑）。

昨年6月に、私は監査懇話会での届出所属先となっている朝日インタラクティブ(株)という、「CNN」のサイトやIT系サイトの「CNET」などの運営をしている会社と、朝日新聞販売店の業務を支援する朝日新聞販売サービス(株)の非常勤監査役に就任しました。朝日インタラクティブでの前任者は本社の経理出身者で、監査範囲が会計限定で、いわば専門分野であったためこれまでの資料を全部渡してくれました。朝日新聞販売サービスの方は会計は専門外であったからと思いますが引継ぎはありませんでした。

「引継ぎがない」と言うと、監査懇話会に所属されている企業の方々には驚かれると思うのですが、メディアで働く人の中には、“自由”を尊ぶあまり、自分の後任者への“引継ぎ”を

軽視する人もいます。私も、内部監査は10年やっていましたが監査役は初めてで、前任者から渡された資料しかなく、どうしようかと考え込んでしまいました。

《コロナ危機への御社の対応、経営面・労務面など》

司会・岩本： コロナ危機に皆さんの会社はどんな対策を取りましたか。経営面・労務面などについて教えてください。山口さんから、伺わせてください。

山口： 経営面では美容院運営会社で、お客様の髪などに直接触れる仕事なので、来客数の減少、テナントビルの要請による営業停止、営業時間の短縮、スタッフの罹患への不安も重なり、かつてないほどのコロナによる直撃を受けてしまいました。

すぐさま、情報の一元化を目的に、会長兼社長を本部長とする緊急対策本部を立ち上げました。

いつ終息するかが捉えられない状況に備え、スタッフ給与等と店舗家賃支払いに備えて融資を受けました。

労務面では、①感染が疑わしい場合の自宅待機者や感染者のため、特別有給休暇制度を新設。②正社員は、給与は基本給+成果給で構成されていますが、コロナの影響で減額した給与の補填規定を新設し支給。③成果給契約の個人事業主の勤務者は、希望額の貸付制度を新設して融資。④管理本部は、通勤電車での感染防止を念頭にフレックスタイム制度を新設し、テレワークの導入開始等の施策を取りました。

その他、①店舗で使用する、エタノール・マスク・非接触型体温計の配布、レジ周りの防御シートの設置。②国や都道府県の各種支援金の申請手続きの該当者の検索・告知・補助・相談対応等も行いました。

一方、取締役会・経営会議・監査役会はTeamsによるテレビ会議の導入を開始し、コロナの状況を考慮した、テレビ会議とリアル会議日程を定め直しました。

黒須： 経営面で言えば朝日インタラクティブは、「CNN」のサイトやIT系サイトの「CNET」などの運営や、システム開発などを行っているIT企業ですので、コロナ危機で大きく売上が減少するというようなことにはなっていません。むしろ世界中のコロナ情報が求められているようで、この4月にはCNNのページビュー（以下、PV）が過去最高を記録しました。Tech RepublicというITを活用した業務改革などを紹介するサイトも、5月に過去最高のPVを記録しました。在宅勤務を推進する際に総務や経理がネックになっていて、企業が解決策を探されていることがうかがえます。社員50人ほどの小さなIT企業ですが、コロナ危機

で日本社会のデジタルシフトが急激に進んだ、ということを実感しています。

この社会のデジタルシフトの進展に対応するため、CNETでは5月からZoomを使ってウェビナー（ウェブセミナー）を始めました。第1回は「飲食業とIT」をテーマに定員500人で募集したところ、有難いことに早々に埋まってしまいました。まだ無料で提供させてもらっているのですが、新規事業に育てていければと考えています。

労務面では、朝日新聞本社では2月に、各部署へ在宅勤務の準備を進めるよう指示が出ました。幸い19年末までにマイクロソフトのオフィス365の導入が済んでいましたので、全社員がTeamsを使える環境になっていました。現在、会議や研修等はTeamsで行い、朝日新聞本社では出社を4割以内に抑制するよう指示が出ています。

また、朝日インタラクティブは、20年夏の東京五輪対策としてテレワークの準備を進めていました。そのため、4月7日に緊急事態宣言が発出された時点で、全員にテレワークを指示することができました。テレワークへの移行に伴い通勤手当の支給を停止し、テレワーク手当を臨時に支払うことにしました。緊急事態宣言も解除されたので、6月からは出社して仕事をするのも可能になりました。今は感染が拡大するのかどうかを注視しているところです。監査役としては、労務面の問題があるので、仕事のスタイルを決めることを経営陣に求めています。つまり、出社して会社のオフィスで仕事をするのが主で週1回ないし2回在宅勤務を認めるのか、逆に在宅勤務が主で必要があればオフィスに来てもらうようにするのか、ということです。従業員の意見を聞いて社内規程も整備し直し、新しい勤務形態を決めてほしいと求めています。

山崎：わが社では当初、コロナによる経営面へのインパクトを執行側が測りかねていたこともあって、対応が鈍かった感は否めません。徐々にその深刻さがわかってきた頃、営業に関する対策は、弊社のビジネスモデルが複雑なために各分掌役員に委ねる対応としました。

また、将来的に懸念材料となり得る財務対応については、具体的にコミットメントラインに関して改めて社内でも検討しました。

労務面では最初に対応したのが2月27日で、CSR室が主管となり以下の対応を取りました。①社員の勤務ルール策定、②社員の日常生活におけるルール策定、③発熱等の風邪症状が見られた場合の対応、④社員およびその家族が新型コロナウイルスに感染した恐れのある場合の対応、の4項目です。これらは細則まで策定して即時運用としました。①については、会議、展

示会、セミナー、宴会、国内外の出張についての細則ルール、②については、日常勤務内での行動についての細則ルール、③④については、感染の疑いが発現した場合の対応のガイドライン、です。

特に①の「社員の勤務ルール」に関して(1)時差出勤(2)時短勤務(3)テレワークの勤務形態、を新たに認めると同時に、(3)のテレワークは特に詳細なルールを策定し、即時運用を致しました。また、社内におけるモバイルの普及率が63.9%と低位なことから一般社員、派遣社員等に対するモバイルの貸与及び諸費用の補助を実施しました。

3月に入ってから上記コロナ対応の期限延長、新型コロナウイルスを含む感染症対策としての事業等のリスクへの影響を考慮し、従前からのBCPの見直し及び再策定を実施すると同時に海外現地法人対策を実施、各々のローカルスタッフを在宅勤務の対応としました。現在は日本からのリモート管理とし、ローカルスタッフの勤務体制・防疫体制を整備、モバイルを必携としたことで報告体制を整備しました。また、権限移譲を実施し、現地での迅速な意思決定に対応できることと致しました。

《監査役としての対応》

司会・岩本：このコロナ危機に、監査役として、皆さんがなさったことをお話いただければ。相談できる人がいたか、とか、情報収集にもご苦労があったことと思います。「往査」なども十分にできなかったのではないのでしょうか。現在の状況も合わせて黒須さんからお話してください。

黒須：朝日新聞本社では、2月末に期限を区切って「全社員の在宅勤務を認める」という通知が出されたのですが、3月下旬にその期限が延長されました。内部監査室のような取材と関係のない部署でも、緊急事態宣言の発出が近いのではないかと緊張感が高まっていました。ただ、子会社へは本社の雰囲気そのまま伝わることはありません。朝日インタラクティブは、先にお話したように、緊急事態宣言が出された場合は「総務・経理部門を除き、全員テレワーク」（実際には、総務・経理も4月7日からテレワークにしました）と決めていましたので、問題はありませんでした。問題は、非常勤監査役をやっているもう1社の朝日新聞販売サービスの方でした。この会社はそれまで「テレワークはできない」と言っていたのです。朝日新聞は情報産業なので情報収集に苦労するという事はないのですが、かといって「緊急事態宣言は明日出ます」と誰かが教えてくれるわけではないので、コロナ危機について「相談する人」というのはいませんでした。ここでも監査懇話会に参加していたことで助けられました。

私が所属する内部監査室では、3月31日に各自が自分のデスクから Teams にアクセスして、オンラインで会議を開催できるかどうかを試しました。4月2日には、緊急事態宣言発出に備えるよう、指示が出ました。そこへ3日、金曜の朝、19年度の監査基礎講座に参加されている(株)ロジネットジャパンの西川健常勤監査役から、「新型コロナウイルス対策についての提言」と題するメールが、基礎講座受講者へ送られてきました。内容は、西川監査役が国土交通省の国土交通政策研究所長を務められていた時にまとめられた「都市封鎖をせずに新型インフルエンザがパンデミック（感染爆発）になるのを防ぐには、通勤電車の乗車率を3割まで低減する必要がある」という研究に基づいた、コロナウイルス対策です。国会でも取り上げられた、この西川さんの研究にピンとくるところがありました。また「緊急事態宣言を想定し、あらかじめ、従業員のシフト勤務等（通勤時間帯の分散、自宅勤務等）について、検討しておくことが適当と思う」という提言も、その通りだと思いました。

この日は在宅勤務を試していたのですが、すぐに出社し「テレワークはできない」と言っていた朝日新聞販売サービス社長に会い、週明けにも緊急事態宣言が出される可能性があるので、従業員のシフト勤務等を検討してもらえないか、と要請しました。夕方には社長から、「緊急事態宣言が出された場合、社員は隔日勤務とし出社を半減する」という回答がありました。その後、4月7日に緊急事態宣言が出され、内部監査室は8日から全員在宅勤務になりました。子会社の朝日新聞販売サービスは、政府が求めた3割出勤まではいかないのですが、従業員の健康と安全を考え出社を5割削減してくれたので、ずいぶん安心しました。

山崎： 監査役としての往査は55部門（子会社・海外現法を含む）を対象としていましたが、前任者が決定していた往査計画によると特定の月に集中していて、2月から5月までの4か月間に半数以上が対象となっていました。2月には重要往査先としていた部門に往査を断行（笑）しましたが、当然と言えば当然ですが、程なくして代表権者の方から自制を求められました。

3月に予定されていた往査を2月同様に断行してからは往査は実施しておりません。

内部監査部門は、内部監査手法のリモート採用により予定通り実施していることから、監査役は監査講評にはTV会議システムを活用し出席致しました。

コロナ危機に際して、監査役として自宅でのテレワークが主でしたが、日常業務として不便を感じたり、困ったりすることはほとんどありませんでした。日々の監査業務に関しては、パ

ソコンから必要なデータを閲覧・抽出することも容易でしたし、Teamsを活用しての会議開催により過不足があまりなかったのかなと感じています（Zoomはその脆弱性から社内では使用されておりません）。

強いて問題点を挙げるならば、他の監査役の方も仰っていましたが「面談／Face to Face」でないことによって、対象相手の“空気感”“機微”“表情”“仕草”“顔色”等の心情を把握するための重要なファクターの入手が困難であることだと思っています。

7月27日の監査実務研究会で、「監査役監査実務の変化」についてのWEBセミナーが開催されましたが、その中で「事業所往査は基本的にREALではせず、目で見える必要なところはリモートカメラを使用するなどの工夫が必要になる」との記述があります。この傾向はそうのように推移していくものと思っていますし、対応も変わっていくものと思います。

しかし事後監査・予防監査のうち、予防監査では問題を早期に把握して、不祥事になる前にその芽を摘み取ることが求められるの対して、REALでない場合は上記の理由による結果として監査品質が落ちる要因にもなり得ると考えております。

このような見地から、今後はコロナ対策等に配慮しつつ重要拠点の監査には直接担当者と同面談できる往査に拘っていきたいと考えています。

私の他に常勤監査役が1名おり、その方が監査役4年目ということもあって、独任制とはいえ色々なことを相談・調整しながら意思決定していましたが、経験豊富であり、とても助かりました。

山口： 店舗営業が中心の業態ですので、スタッフの安心・安全を第一として、「うがい／手洗い／消毒／マスク／換気」の啓蒙、各種新設規程の事前確認、営業部・管理本部とは情報共有を行って、店舗及びスタッフ対策・備品購入へのアドバイスを行いました。

店舗往査は3月からは中止しました。店舗からの毎日の売上報告をもとに店舗の状況を確認し、スタッフの安心・安全への取組みへの賞賛、感染防止へのアドバイス、何かあれば連絡を、とのメッセージの送信を行い、コミュニケーションを図りました。

今後の店舗往査につきましては、コロナ禍中の店舗往査のやり方の検討を始めました。

また、監査懇話会等のWEBセミナーを活用させていただきました。視聴により、決算期特有の会計・総会・監査役監査の留意事項を確認ができ、コロナ禍対応の情報収集に努めることができました。これらを開示情報の監査に反映し、総会の時短トレンドは社内でも共有し、早速

取込むことができました。菅野重雄前会長の監査基礎講座セミナーの最終回に参加でき、決算期の監査役監査の留意点を確認できたことには助けられました。

《3月期決算の会社は》

会報・水野：3月期決算の会社の場合、コロナ危機最中、対策もまだ明確でない状況で「監査報告書」を書かれたと思いますので、そのご苦勞を。また、3月決算でない会社の方も、関連したことがあればお話しください。

山崎：当社は3月決算ですが、まさに騒動真っ最中といった時期でした。3月に思うところがあり往査を実行しましたが、その後の往査については全てキャンセルとなり、予定が大幅に変更となりました。

その中での監査役監査報告書の作成については、当然ながら作成経験もなく正直どこから手をつけていいかわからない状態でしたが、まず実施したことは前年までの監査報告書の入手でした。今となってはお恥ずかしい限りですが、入手した監査報告書を片手に、どういった監査手法を用いたのかを各責任者に確認しに出向き、その目的を理解しようと努めることから始めた次第です。専門用語を駆使されての説明も多く、勉強不足を実感しました。それと同時に、わかりやすく説明することを臆面もなく要求していきましたが、この頃は一部幹部からは反感を買ったかもしれません（笑）。

知識が不十分な中での監査報告書の作成には、補助人（兼任）を活用できたことが、時間短縮等で大変助かりました。

また、監査法人がテレワークを導入したことが原因と思われますが、会計監査人から会計監査報告の提出が大幅遅延傾向であり、同様に計算関係書類の提出も遅延傾向にあって新米監査役として大変やさきしました。

山口：当社は4月決算の会社です。監査活動として3月～4月の店舗往査はできませんでしたが、これは年間を通じて他月で行った実績があるので、大きな影響はありませんでした。

もともと店舗監査目的の出張が多く、ノートPC・携帯電話の付与があったのでテレワークになってもクラウド上で資料のアクセスや、メール收受も利用し、工数はかかったものの基本的な監査活動に大きな支障はありませんでした。

自身はテレワーク中でも資料の依頼先は出勤せざるを得ないという状況もありましたので、依頼メールの書き方には特に留意をして、タイミングと資料収集にゆとりを持って取り組みました。

テレワークでは効率の悪い会計周りの決算書類の監査などは、出勤して、集中して事務所内

業務を行いました。

出勤業務とテレワーク可能業務の確認ができたのは、この環境下で得た今後に繋がるものでした。

3月～4月は、コロナ対策・状況把握と対応に時間をとられ、本来の監査活動が7月までずれ込むことになりましたが、通常時期と変わらない研鑽や懇話会の知己との連絡で、情報収集ができたことが、結果的にコロナ禍における事業報告等の開示資料や株主総会の想定問答作成に至るアドバイスや監査につながり、これらの調書の内容を確認しながら年間監査計画に基づいた、監査活動を完了し監査報告書を作成することができました。

黒須：私は、2社の非常勤監査役をやっているのですが、3月31日に朝日新聞販売サービスの現金監査を、翌4月1日に朝日インタラクティブの現金監査を行いました。両社とも朝日新聞社の連結子会社なので連結決算の作業を優先し、4月10日から2社の計算書類を確認し、その後、取締役たちとの質疑・応答を予定していました。2社とも会計監査人非設置会社ですので、2月12日に開催された監査基礎講座で学んだ通りの流れで、設定していました。ところが、緊急事態宣言が4月7日に発出されたので、朝日新聞販売サービスについては上司である内部監査室長の許可を取り、出社して総勘定元帳等を見ながら計算書類を確認しましたが、取締役との質疑・応答は中止しました。朝日インタラクティブは、経理データをクラウドに上げていたので、クラウドへのアクセス権限を付けてもらって、自宅で確認作業を行いました。取締役への質疑・応答も、Zoomを使えばできたのですが、契約しているZoomの回線は従業員が業務で使うことを優先し、やはり中止にしました。

監査役1年目は、会計限定を外してもらい経営会議等の重要会議にも1年間出席し、監査役本来の機能を果たそうと努力してきたのですが、コロナウイルスの感染拡大で、期末監査の「取締役への質疑・応答」ができなくなってしまい、これだけは今も心残りです。新型コロナウイルスの流行が収束しない中では、これは2年目も課題として残りますね。

《今回の経験を今後にかかすとすれば》

司会・岩本：まだまだ、コロナ危機最中ではありますが、皆さんの今回の経験を今後にかかすとすれば、どんなことでしょうか。

山口：7月の監査役会で監査計画は決議したばかりですが、監査業務で、テレワークでできること、出勤・往査で行うものという軸で、状況に合わせて監査計画を見直し・修正を加えることが8月の監査業務の手始めです。

店舗往査については、コロナ禍の様子を見て

行けるときに集中して行うこととし、併せて代替案を検討中です。災害時対応に台風・水害に感染症も加え店舗監査でのチェック項目に追加しました。

更に管理本部のテレワークのためには、ペーパーレス化が必須なのでソフトウェアの導入を計画しておりますが、働き方改革も考慮に入れたリスク管理への対応としてとらえ、また、これに限らずリスク対応全体の見直しを今年の監査活動の重点課題とし、確認したいと思っています。

そして、いつ収束するともわからないコロナ禍にありますので、スタッフへの対応を今まで以上に配慮したいと考えています。監査役は株主選任事項であり株主の代弁者・株主の安心と安全を確保する者といわれていますが、自身にとっては、スタッフ→株主→債権者→会社という順番で守る、という認識に立っています。さらに非常時対応の自身の姿勢、スタッフの小さな声を見逃さない、聞き逃さないことに留意したいと思っています。

黒須：今回、新型コロナウイルスが伝播した国と地域はほぼ全世界に広がり、米ジョンズ・ホプキンス大学の集計によると、9月18日には感染者はついに3千万人を超え、死者は百万人に近づいています。

*同集計値は9/18時点の数値に差替えました。

死者の多さから、コロナとの戦いを世界戦争にたとえる評論家もいます。第二次世界大戦は「大衆の時代」の扉を開け、欧米や日本では多くの人が自動車のある生活を享受することになりました。コロナ危機が「世界戦争」であるなら、私たちの生活スタイルを大きく変えることになると思います。特に、生活におけるデジタルシフトは加速度的に進んでいくのではないのでしょうか。

幸い、私が監査役を務める朝日インタラクティブにとって、社会のデジタル化はビジネスの対象を拡げてくれる効果があります。監査役の業務でいうと、総務・経理のデジタル化、ペーパーレスが進むでしょうから、それに対応する必要が出てくると考えています。監査にITを用いて経理データの中から異常値を抽出するようなことは容易になるでしょうが、ITを用いた不正も発生するでしょうから、このイタチごっこは変わらず繰り返されることになると思います。そういう意味では、ITを使う機会が増えることになるでしょうが、監査の本質に大きな変化はないということかも知れません。

山崎：想定出来ない問題が発生した場合は、社内の規程変更等でいきなり対処するのではなく、運用のためのルールを策定し早急に承認を得ることが時には必要（運用基準を定めてから、場合によっては規程等の変更を実施する）だと思いま

した。また、補助人のさらなる有効活用や関係部署（総務・人事・会計・財務・経理等、場合によっては代表権者）とのより良い人間関係の構築も大切です。これらのことを念頭に置いて、監査役としての監査品質の向上に生かしていきたいと思います。

《今回のコロナ危機で当会にしてほしかったこと、今後に望むことなど》

会報・水野：お話を伺っていると、皆さんはこれまでの監査役が4年の任期で経験する以上のお仕事をすでになされたと思います。お話の中で当会でのセミナーが役立ったことなど嬉しい評価がありましたが、そのほか、当会にやってほしかったことがありましたら、是非お聞かせください。また、今後に望むことなども合わせてお願いします。

黒須：私は内部監査を10年やっていましたが、監査役は初めてで先ほどもお話しましたように、引き継いだ資料しかなく、どうしようかと考えていました。そんな中で、役に立ったのが当会の監査基礎講座と会計基礎講座でした。特に、講座の後の懇親会では、常勤監査役に就任された方々も手探りでやられていることがわかり、自分だけではないなと安心しながらお酒を飲んでいました。ですから、懇親会への出席率も高かったと思います（笑）。

それだけに、3月の鈴木充郎講師の監査基礎講座「株主総会における監査役役割」と眞田宗興講師の会計基礎講座「粉飾決算（不適切な会計処理）の手口」は、オンライン配信してもらいたかったですね。

菅野前会長が講師の監査基礎講座「監査役等の在り方を考える」は、6月にLINE会議で行われ私も参加しました。LINE会議を選択されたのは、懇話会が大切にされている双方向性、講師が一方的に話すだけでなく受講生とやり取りをすることを重視されたためだろう、ということでは理解できるのですが、監査役という役割を背負って株主総会へ出席するのは初めてのことでしたから、3月の講義はビデオを懇話会HPへ掲載していただくだけで（双方向性がなくて）もよかったので、株主総会前に聞いておきたかったところです。

今後に望むことは、特に無いのですが、これから冬にかけて「コロナ第2波」がやって来た場合、今回のように行事を全て中止にするのではなく、オンライン開催をしてもらえればと思います。売り込みではないのですが、ウェビナーでされるのであれば、技術的なことを含めうちの会社が相談に乗れると思います（笑）。

山崎：現在、当社は「監査懇話会」の他に「日本監査役協会」にも入会しております。両者の運営の差は歴然としており、何よりも当会の「双方向

による運用」に私としては非常に親しみやすさと親切さを感じております。そうした理由による出席しやすさもあって、重要会議や往査にバッティングしない限り参加させていただいておりました。

その中で、監査役としての初の決算・定時株主総会開催・監査報告書の作成と重要な業務・会議が開催されるタイミングで、致し方のないこととはいえ監査懇話会の全ての行事が2月26日開催予定の「監査技術ゼミ/2020年版取締役職務執行確認書の解説」以降中止となりました。私として初物づくしの中で、監査懇話会のセミナー等での知識習得を相当頼りにしていたこともあり、中止となったことは大変残念に思いました。

特に3月11日開催予定「2020年3月期決算を迎えるにあたって」、同16日開催予定「株主総会における監査役役割」、4月6日開催予定「2020年株主総会に向けての留意点」のセミナーは、是が非でも参加したいと考えておりましたが、中止となったことで結構焦りました(笑)。

もう少し早くリモートを活用したセミナーを開催していただけたらと思いました。

日頃、微に入り細に入り会を運営されている監査懇話会会長・副会長、理事・監事の皆様には大変お世話になっており、感謝申し上げます。

今後に望むことは特段なく、今のままの運営方法で問題ないと考えます。たまには、新年交

社会・年末懇親会の他に費用として役員・監事の方のために経費支出されてもいいのかと思います。

山口：一通り、懇話会のセミナーには参加させていただきましたが、自身の監査スキルが初心者レベルのため、不足しているスキルに学びや気づきをいただけたのが監査基礎講座でした。そして、この講座は、講義のあとの分科会で監査活動の疑問点を相談させていただくチャンス場として意義が大きいと思っております。また、その中で知己になった他社監査役とは、講座を離れても、ご教示いただける師兄であり、情報共有できる仲間のような存在です。来期も監査基礎講座には引き続き、参加させていただきたいと思っております。

また、コロナ禍と決算期が重なった中、WEBセミナーには大いに助けていただきました。

引き続き、双方向の開催や最終回の基礎講座のように視聴のみであっても、開催していただければ是非参加させていただきたいと思っております。

司会・岩本、会報・水野：本日は誌上座談会の形でしたが、皆さんのご協力で意義ある意見交換となりました。多くの会員・会友の参考に、そして勉強になるものと思います。有難うございました。(文責 清水 光雄)

*アンケートは7月上旬に送信、8月上旬に回答をいただき、同下旬に加筆・修正をいただきました。

第330回監査セミナー

2020年8月18日

演 題：令和元年改正会社法と監査役 ～監査役として押さえておく内容～
講 師：獨協大学法学部教授 高橋 均氏

1. 令和元年改正会社法の改正の経緯

本日は、令和元年12月4日の第200回国会(臨時会)で成立した改正会社法について解説を致します。

今回、会社法の改正が行われることは、事前に予想されたものでした。なぜならば、平成26年改正会社法が国会で成立した際に、社外取締役の選任義務の要否を含めた企業統治の在り方については、施行後2年経過後に再検討すべきとされたからです(附則25条)。もっとも、社外取締役の選任に関しては、既に東京証券取引所に上場している会社の95%以上が就任していた実態から、社外取締役の選任義務化の可否よりも、株主総会関係に関する合理化や役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備等、企業統治に関する規律の見直しの論点を中心に審議が行われました。

2. 監査役(等)に直接関係する項目

監査役や監査(等)委員(以下、まとめて「監査役」

とします)の皆様にとって、関係する改正が気になるところと思いますが、監査役制度に直接的に関係する箇所は、株主代表訴訟制度における訴訟上の和解だけです。もっとも、株主総会資料の電子提供制度のように執行部門の実務に大きく影響する改正や、監査役ご自身も役員として関係する会社補償契約制度や役員等賠償責任保険については、監査役として一定の理解をしておくことが大切です。

会社法に限りませんが、企業実務にとって最も重要なことは、改正項目の中で自社に適用となるか否かです。したがって、今回の改正項目の全体整理として、全ての項目毎に改正内容の概要と適用会社の一覧を作成しましたので、ご参考にしていただければと思います



す（注：会員及び会友は、監査懇話会のHPから参照可）。そこで、今回は、企業実務及び監査役の皆さんに特に影響が大きい内容に絞って説明いたします。

なお、令和元年会社法の施行日は、本日の8月18日では未定ですが、公布日（令和元年12月11日）から1年6月を超えない範囲となっています。一方、株主総会資料の電子提供制度及び会社の支店の所在地における登記の廃止規定は、3年6月を超えない範囲となっています。

3. 監査役としての押さえておくべき項目

（1）株主総会資料の電子提供制度の新設

株主総会資料の電子提供制度とは、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類・事業報告・監査報告等、株主総会招集の際に提供が必要な資料を自社のHPに電子ファイル等で掲載することが可能とされた内容です。会社のHPでは、株主以外の第三者も閲覧することが可能となりますので、それを避けるためには、IDやPWを個々の株主に知らしめる制度設計とするか、株主総会資料のみを掲載する別のプラットフォームを新設するか、後述するように東京証券取引所のEDINETを利用することもできます。

これらの電子提供ができる資料のうち、唯一、株主総会招集通知は該当していません。ということは、株主総会招集通知のみは、書面送付を前提としているということになります。株主総会招集通知は、株主総会の日時・場所・議題等の基本事項が記載される書面です。株主総会招集通知に、株主総会参考資料等が掲載されているWEBサイトのアドレスが明示されることになるとは思いますが、将来的に株主総会資料の電子提供制度が定着すれば、株主総会招集通知も電子提供資料に含まれる可能性があります。なお、株主総会資料の電子提供制度を採用しても、議決権行使書面は従来通り紙媒体の使用が可能で、その場合、招集通知発送の際に議決権行使書面（葉書）を同封します。議決権行使書面には、個々の株主の氏名や持株個数等も記載されていることから、会社によっては、株主総会の会場に入場する際の株主の確認に利用している会社があります。

従前も、WEB開示の制度は存在しており、内部統制システム関連や計算書類の個別注記表等が対象となっていました。今回の改正により、対象項目の制限がなくなったため、書面での記載が義務付けられていた項目が電子提供制度に置き換わったことにより、株主にとって株主総会前に得られる情報量の拡大が可能となりました。他方、会社にとっても、書面による印刷代や郵送費用削減により株主総会招集手続の合理化を図ることができるメリットがあります。

もう少し詳細に見てみますと、電子提供制度を利用する場合には定款の定めが必要となります（改正会社法325条の2）。振替株式（社債、株式等の振替に関する法律128条1項）を発行する上場会社等は、電子提供措置を取る旨を定款に定めなければならないことになっています（改正振替法159条の2第1項）。し

たがって、少なくとも上場会社は電子提供制度の導入は必須となります。もっとも、振替株式発行会社は、改正会社法施行日に定款変更をしたものとみなされ、電子提供制度導入のための定款変更議案を、改めて株主総会に提出する必要はありません（整備法10条2項）。要するに、振替株式発行会社は、定款変更を行うためにわざわざ臨時株主総会を開く必要はないこととなります。電子提供制度の強制適用とみなし定款制度の採用により、制度としてはバランスをとっているともいえると思います。但し、みなし定款変更となっても、施行日には実際の定款変更実務は必要となります。なぜならば、変更登記をしなくてはならないからです（改正会社法911条3項12号の2）。

一方、非上場会社は、電子提供制度を採用するか否かを選択することになり、仮に選択すれば定款の変更議案を株主総会の特別決議による承認が必要となります。非上場会社の監査役としては、執行部門がどういう判断をしていくのか注視していくことが必要です。株主総会関連の監査実務に影響するからです。

電子提供措置期間の開始日については、株主総会の日3週間前の日又は株主総会招集通知の発送日のいずれか早い日から、株主総会の日後3か月を経過する日までの間となっています（改正会社法325条の3第1項）。電子提供の措置の開始は、遅くとも3週間前までに行わなければならないことを意味しますので、従来、公開会社であれば、株主総会の日2週間前（非公開会社では1週間前）までに、招集通知と同時に株主総会参考資料等を送付する実務と比較すると、提供資料の送付時期が早まることになります。

株主総会資料の提供場所として、EDINET（有価証券報告書等を開示する開示用電子情報処理組織）の利用も可能です（改正会社法325条の3第3項）。金融商品取引法に基づいて電子提供措置事項を含む有価証券報告書を電子提供措置開始日までにEDINETにおいて開示する場合（議決権行使書面に記載すべき事項は除く）は、この開示をもって電子提供制度を採用したものとみなされます。EDINETを利用すると、セキュリティの観点からの安全性が期待できる一方で、従来よりも有価証券報告書的大幅前倒し対応が必要になるという点には注意が必要となります。

電子提供制度の利用が困難な株主等、書面交付を希望する株主は、株主総会資料の書面交付を請求することができます（改正会社法325条の5）。その際、会社は基準日までに書面交付を請求した株主のみに交付すればよく、振替株式の株主は、振替機関を通じて請求します（改正振替法159条の2第2項）。書面交付請求は、株主が撤回しない限り、その後の全ての株主総会において書面交付が継続しますので、会社は、書面交付請求株主に対して、書面提供の終了の通知を行い、それに対して、書面交付制度を利用した株主は、従前通り書面交付を希望する旨の催告をしなければ、会社は書面交付を止めることができる催告制度が用意されています。その他、システムダウンや不正侵入等のクラッキングにより、株主総会資料の提供が中断し

てしまった場合には、中断について会社が正当な理由があることなど一定の要件を満たせば、電子提供措置は有効とされます（改正会社法 325 条の 6）。

なお、株主総会資料の電子提供制度は、各社にとって株主総会手続きの抜本的な見直しを伴うこととなり、その制度設計の検討に時間を要することから、適用時期は、改正会社法施行後、例外的に 3 年 6 月後に終了する事業年度に関する株主総会から適用とされています。

（２）取締役の報酬

大会社である公開会社の監査役会設置会社で有価証券報告書提出会社及び監査等委員会設置会社では、取締役の個人別の報酬の内容を定款や株主総会決議で定めていない場合には、その決定方針を取締役会で決定することが義務付けられました（改正会社法 361 条 7 項）。報酬の決定方針とは、取締役の個人別の決定内容の方針（代表取締役に決定を一任するか否かを含む）等です。また、不確定額報酬や非金銭報酬の議案内容にとどまらず、確定報酬についても、株主総会において、報酬議案を相当と理由の説明が必要となります（改正会社法 361 条 4 項）。さらには、会社株式や新株予約権（ストックオプション）を取締役の報酬とする場合は、定款に定めていない限り、株主総会の決議により株式や新株予約権の数等の一定事項を定めなければなりません（改正会社法 361 条 1 項 3 号・4 号・5 号）。これらの立法趣旨は、株主に対する報酬の開示強化という視点があります。また、上場会社の取締役の報酬として株式等を利用する場合に限り、株式の発行や新株予約権の行使に際して払込みを不要とする無償割当が可能となります。これらの改正の背景としては、取締役の報酬が業務執行を適切に反映されるための手続強化と、取締役への業務執行へのインセンティブの両面があります。

会社株式や新株予約権を取締役の報酬とする場合、定款に定めがない限り、株主総会の決議により株式や新株予約権の数等の一定事項を定めなければなりません（改正会社法 361 条 1 項・3 項、202 条の 2、236 条 3 項・4 項）。また、取締役の報酬として、無償割当の募集株式や新株予約権を発行するときは、これらの発行と引き換えに出資の履行を要しない旨や割当日を定める必要があります。なお、公開会社は、事業報告で役員報酬に関する追加の記述が求められる予定となっています。

取締役の報酬については、近時、代表取締役の一任による高額な報酬の支払いが問題となった事例もあり、報酬額の決定に対する透明性について株主の関心も高まっています。今回の改正内容は、この延長線上にある改正と位置付けられることから、監査役としては、株主総会で承認された取締役の報酬の上限額の範囲内で適切な配分となっているか、報酬諮問委員会の活用等透明性を持った決定プロセスとなっているか、取締役の善管注意義務の観点からも監視すべき内容を含んでいます。

（３）会社補償契約

会社補償契約とは、役員等（取締役・監査役・執行役・会計参与・会計監査人。以下「役員」とします）がその職務の執行に関して発生した費用や損失の全部又は一部を会社が負担することを役員と約する契約です。従前は、補償契約制度が存在しなかったために、役員が法令違反を疑われて訴訟提起を受けた際に、会社が負担することができる費用や損害の範囲・手続きについては、解釈に委ねられており、実務的には都度、検討する実態がありました。そこで、会社法において補償契約に関する規定を定めることによって、役員の人材確保や役員が萎縮することなく業務執行を行うことができるインセンティブの側面が認められるとの趣旨で導入されました。

補償契約の範囲は、役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用、及び取締役がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合による損失となります（430 条の 2）。

前者は、いわゆる防御費用のことで、弁護士費用や調査費用が該当します。防御費用については、補償における要件はなく、結果的に取締役が敗訴した場合にも支払いが行われますが、通常要する費用の額を超える部分については、補償契約にかかわらず、補償はされません（改正会社法 430 条の 2 第 2 項 1 号）。過大な費用支出は、会社ひいては株主にとって不利益となるからです。

後者の損失は、第三者から取締役に対する損害賠償請求が行われた場合の損害賠償金や和解金が相当します。損失には、罰金や課徴金、及び取締役が会社に対して支払う損害賠償金は含まれません。また、防御費用の補償の場合と異なり、取締役が職務を行うにつき、善意かつ無重過失の場合のみ補償の対象となります（改正会社法 430 条の 2 第 2 項 3 号）。なお、補償を受けた取締役が自己若しくは第三者の利益を図る目的でその職務を執行したことを認識していたときは、会社は防御費用の場合には返還請求が可能です（改正会社法 430 条の 2 第 3 項）。

補償契約内容につき、取締役会での決議と実施後の報告が必要です（改正会社法 430 条の 2 第 1 項・4 項）。これらの手続きは、取締役の利益相反取引を行う際の手続き（会社法 356 条 1 項・365 条）と同様です。補償契約は、会社と役員との利益相反取引の性格を持ち合わせているからです。補償契約の具体的な内容は各社により異なるはずですので、補償契約の範囲を制限的にするのか否かも含めて、各社が検討することになります。

補償契約は、監査役にも適用となります。したがって、会社がどのような契約内容としようとするか、監査役としても関心を持ち、必要に応じて意見を述べて良いと思います。なお、公開会社の場合は、該当する役員の氏名・補償契約の概要、補償を実行したときの一定事項について事業報告の開示項目であり、具体的

には会社法施行規則で規定される予定です。

(4) 役員等賠償責任保険

役員等賠償責任保険 (Directors and Officers Liability Insurance、以下「D & O 保険」とします) とは、会社が役員等を被保険者として保険者と締結する保険のことです。従前より、D & O 保険は上場会社を中心に広く普及していたものの、その適用範囲や手続、保険料について会社が負担することの可否等についての会社法の規定は存在しませんでした。特に、会社が保険料を負担することについては、会社と役員との間で利益相反の側面があることから、その是非については解釈が分かれていました。その後、保険料について、会社が支払うことができるものの一つの解釈が示されたこと (経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革」平成 27 年 7 月別紙 3「法的論点に関する解釈指針」) もあり、令和元年会社法においては、D & O 保険の定義を定めた上で、その範囲や手続きを明確にしました。

D & O 保険の対象となるものは、法律上の損害賠償責任を求められたときに支払う賠償金や和解金として支払う賠償金、対象弁護士への着手金・報奨金・裁判所への手数料・調査費等の争訟費用です。罰金や過料、生産物賠償責任保険 (P L 保険)、企業総合賠償責任保険 (C G L 保険)、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等は除外されます。

D & O 保険の内容を決定する際には、取締役会での決議が必要です (改正会社法 430 条の 3 第 1 項)。会社補償契約と同様に、会社と取締役との間で利益相反の側面があることから、会社機関の決議を行うこととなっています。なお、公開会社の場合は、D & O 保険契約の内容の概要や被保険者等について事業報告の開示項目となる点は、会社補償契約制度と同様です。

D & O 保険についても、監査役も適用となりますので、前述した会社補償契約内容と合わせて、D & O 保険によってどこまでカバーされるのか、漏れの無いように保険契約内容について執行部門から説明を受け、必要に応じて意見交換をするべきと思います。

(5) 株式交付制度

株式交付制度とは、株式会社が他の株式会社を新たに子会社化するために、その会社の株式を譲り受け、譲渡人に対して対価として自社の株式を交付する制度のことです (改正会社法 2 条 32 号の 2)。従前は、子会社化との関係における自社株式の交付は、完全子会社化するための株式交換制度を利用する場合に限られていたのに対して、手持ちの現金が十分に準備できていなくても、自社の株式を活用することにより、完全子会社以外の子会社化が行いやすくなりました。

株式交付制度の利用範囲を明確にするために、株式交付制度は議決権株式の 50% 超を取得する場合に限定されます。したがって、既に 50% 超の議決権株式を保有して子会社化している会社の株式割合を増加させたり、議決権株式を 40% 以上でも子会社化が可能な実質支配基準 (会社法施行規則 3 条 3 項 2 号) の場

合は、株式交付制度の適用外とされています。株式を交付することによる子会社化により、株式交付会社の株価の価値が上がれば上がるほど、株式交付対象会社の株主に交付する株式数が少なくて済むことになります。それだけに、企業買収 (M & A) の一環として株式交付制度が活用されるケースが多くなるものと予想されることから、実務的には、合併等の他の組織再編行為の効果や実務上の負担を比較しつつ実施することになります。

株式交付をする場合、株式交付会社は、株式交付計画を作成した上 (改正会社法 774 条の 2 第 1 項) で、子会社にしようとする会社の株主に対して計画の内容や自社の商号等を通知し申込みを受けます (改正会社法 774 条の 4 第 1 項)。株式交付会社の株式が含まれていれば、一部を金銭や新株予約権等の他の財産の交付でも可能です (改正会社法 774 条の 3 第 1 項 5 号)。その上で、株式交付会社は、効力発生日の前日までに株主総会の特別決議により株式交付計画の承認・決議を受けなければなりません (改正会社法 816 条の 3 第 1 項)。

株式交付制度は、合併や分割等の組織再編行為の一類型であることから、合併等と同様に、株主からの株式交付の差止請求、反対株主の株式買取請求、債権者異議手続、株式交付計画書や株式交付関係等の書類の一定期間の備置・閲覧の規定が適用となります (改正会社法 816 条の 5 ～ 816 条の 10)。他方、株式交付対象となる会社では株主総会決議は不要です。なぜならば、株式の譲渡可否の判断は個々の株主であり、株式交付会社と交付を引き受ける株主との間の個別の合意だからです。

株式交付会社は、効力発生日に株式交付対象会社の株式を譲り受けることになることから、株式交付の法律効果は、株式交付計画で定めた効力発生日に効力が生じ、子会社化が実現します (改正会社法 774 条の 11)。株式交付会社が定めた下限値に株式交付対象会社の株式総数が満たない場合や債権者異議手続が終了していない場合等では、株式交付の効力は発生しません (改正会社法 774 条の 11 第 5 項)。

新たに創設された株式交付制度は、企業の戦略的経営としての M & A を行う際の有力な手段となり得ます。それだけに、監査役としては、執行部門の意思決定の過程に不合理な点がないか、株式交付制度の手続きに瑕疵がないかについて、監査の視点から注視する必要があります。

(6) 訴訟上の和解

会社が取締役・執行役らの責任追及の訴えに係る訴訟上の和解をする場合は、事前に各監査役の同意が必要となります (改正会社法 349 条の 2)。この制度の立法趣旨は、会社と取締役らとの馴れ合い的な和解を防止するため、執行部門から独立した監査役全員の同意を必要としたものです。なお、各監査役の同意の定めは、会社が取締役らに補助参加する場合と同じ手続です (会社法 849 条 3 項)。

(文責 市場 誠)



句遊会

八月詠草

兼題…雷雲、ほほづき、当季雑詠

入道雲湖一飲にガブリ寄る

佐藤 政百

雷雲を逃げるママチャリ二人乗り

中山 知祐

遠き日やほほづき揉みし姉いもと

安井 正浩

人災の後悔多し秋来る

大仲 正敏

河鵜さへ一本おきに杭の上

城戸崎雅崇

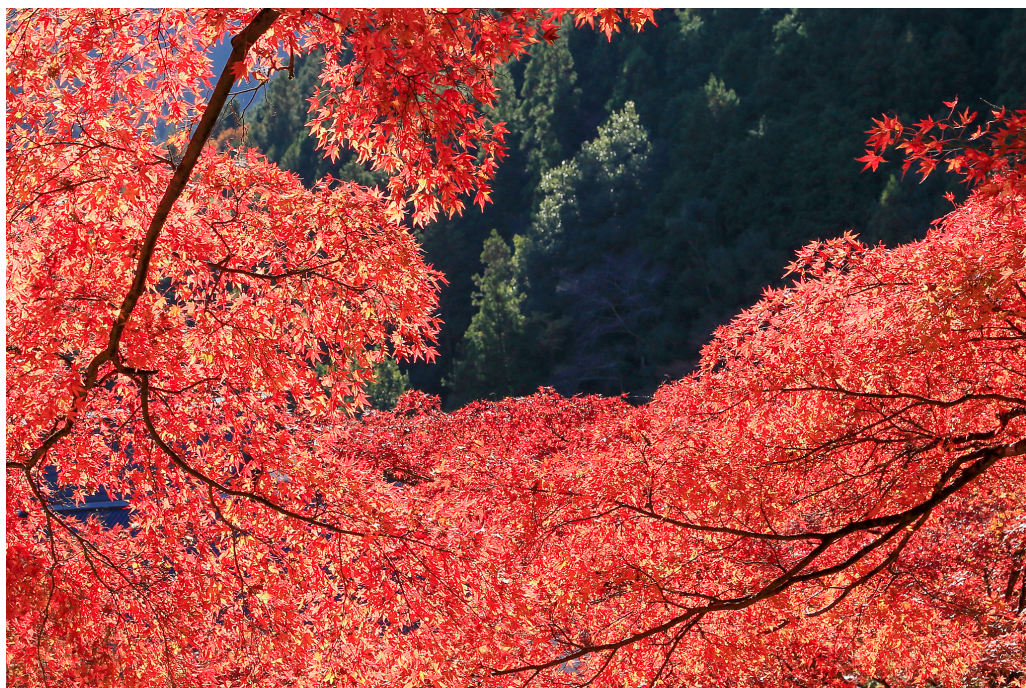
かなかなや岩の端から落つる滝

石原 克己

燕の子監視カメラに守らるる

森 邦彦

写真会



撮影場所…愛知県豊田市「香風溪」
モミジの見ごろは11月

「錦秋」榎本 光宏

昨年、30年振りに行ってきました。
4000本あると言われるモミジが赤や黄色に色づく景色は壮観です。

事務局通信



◆行事報告

◇委員会

会報委員会(通信)

広報委員会

8月5日(水)15:30~17:00 後楽園貸会議室
オンライン

出席者

6

2

3

◇一般部会

第769回講演会

8月31日(月)14:00~16:00 日比谷図書文化館
オンライン

65

27

講師 静岡大学名誉教授 小和田哲男氏

演題 戦国の知将 明智光秀の謎

◇監査部会

第330回監査セミナー

8月18日(火)14:30~17:00 日比谷図書文化館 38
(他特B定期:1名)

講師 獨協大学法学部教授 高橋 均氏

演題 令和元年改正会社法と監査役

~監査役として押さえておく内容~

20年度第1回監査基礎講座

8月21日(金)14:00~17:00 文京シビックセンター 20
オンライン 16

講師 元東電広告(株)監査役 小森克紀氏

テーマ 監査役制度(監査役とは、監査役の役割など)

会計初步講座

8月24日(月)13:30~17:00 文京シビックセンター 17
(他特B定期:1名)

講師 (株)メルコテクノ横浜監査役 松岡尚登氏

テーマ B/S・P/Lの読み方と経営諸指標のポイント

◇生涯学習部会

写友会 例会

8月24日(月)13:30~17:00 文京シビックセンター 11

句遊会 (通信)

8

楽友会 例会

8月13日(木)13:30~15:30 オンライン 11

8月27日(木)13:30~15:30 オンライン 8

8月28日(金)13:00~15:30 福祉センター江戸川橋 4

◇同好会

楽器演奏同好会

8月29日(土)12:45~14:15 岩間市民プラザ 7

エッセイクラブ(通信)

7

◆会員・会友異動

(新入会員)

○濱口聡子 (株)ベルシステム24ホールディングス 常勤監査役

(新入会友)

○平賀幸一 元エレマテック(株)

(交替会員)

○渡邊道明 サウル石油(株) 常勤監査役

前任:吉田 裕氏

(変更)

○神保卓哉 【登録会社/役職】(株)コマキ 顧問

○加瀬康彦 【退会取消】元(株)弘電社

会 員	会 友	計
207	156	363

2020.8月末現在

編集後記

入会2年目の監査役座談会は「コロナ禍」により全面的な「誌上座談会」となり、司会者、投稿の監査役の皆さま、会報委員長、文責の皆さまのご苦勞が伝わってきます。出席者の皆さまの会社が異業種であり、各社の未曾有のコロナパンデミックに対する業績への影響、その対応に興味深く拝見しました。また、コロナによって、今後更に勤務形態や業務形態が変化し、国民の生活も大きく変化していくのではと感じました。監査セミナーでは、当会特別顧問の高橋均教授に令和元年改正会社法の監査役に関わる部分の解説をしていただき、監査役の皆さまには勉強になったことと思います。なお、8月31日の小和田哲男氏の講演「戦国の知将 明智光秀の謎」の講演録は11月号に掲載の予定です。政治の世界に目を向けて見ますと、自民党総裁選挙で菅さんが圧勝しました。しっかりした政治を期待します。

(川村知重)